⑶　工事費内訳書の提出
①　電子入札参加者は、第１回目の入札に際し、第１回目の入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を工事費内訳書作成ツールを使って作成すること。
②　紙入札参加者は、第１回目の入札に際し、第１回目の入札書に記載された金額に対応した工事費内訳書を提出するものとする。
③　工事費内訳書の作成にあたっての算定基礎資料の提出を求めることがある。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　配置予定監理技術者等の確認　落札者決定後、発注者支援データベース・システムにより配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。
⑹　手続における交渉の有無　無
⑺　契約書作成の要否　要
⑻　資料のヒアリングの有無　有
⑼　契約後ＶＥ方式の試行工事　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書等による。
⑽　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により契約を締結する予定の有無　無
⑾　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。
⑿　関連情報を入手するための照会窓口　上記４の⑴に同じ
⒀　一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加　上記２の⑶に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も上記４の⑶及び上記４の⑷により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において、当該資格の確認を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒁　競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
①　競争参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して７日（この日数には、行政機関の休日を含めないものとする。）以内に、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
②　競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面（様式は自由）を持参することにより行うものとする。
③　書面の提出先　上記４の⑴に同じ
④　支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、原則として①の競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から起算して７日（行政機関の休日を含めない。）以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答する。
⒂　予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約にかかる前金払の金額は、請負代金額の10分の２以内とする。
⒃　違約金
①　本契約に関し、請負者が次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
ア　本契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第７条又は第８条の２（独占禁止法第８条第１項第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
イ　本契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第４項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
ウ　本契約に関し、公正取引委員会が、請負者又は請負者の代理人に対して独占禁止法第７条の２第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
エ　本契約に関し、請負者又は請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の３若しくは第198条又は独占禁止法第89条第１項若しくは第95条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。
②　本契約に関し、上記①のエに規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する請負代金額の10分の１に相当する額のほか、請負代金額の100分の５に該当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
ア　上記①のイに規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の２第６項の規定の適用があるとき。
イ　上記①のエに規定する刑に係る確定判決において、請負者は、請負者の代理人（請負者又は請負者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
ウ　請負者が発注者に入札心得第４条の３の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
③　請負者が、上記①及び②の違約金を発注者が指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年５パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
⒄　電子入札について
①　手続き当初から電子入札システムによりがたい場合は、事前に発注者の承諾を得て従来の紙入札方式で行うことができる。（農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式１に記載の上提出すること。）
②　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には発注者の承諾を得て紙入札方式に変更することができる。（農林水産省電子入札運用基準標準例に示す別紙様式３に記載の上提出すること。なお、提出は上記４の⑴あてとする。）
③　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更することがある。電子入札システムに係わる運用については「農林水産省電子入札運用基準標準例」によるものとする。（上記４の⑴で配布する。）
⒅　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について
開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年４月25日付け18農振第177号　農村振興局整備部長名）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。
監督体制の強化等
①　施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアル（一部改正）」（平成18年３月31日付け事務連絡　農村振興局設計課施工企画調整室長名）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検することがある。
②　下請け契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通告をしないで点検することがある。